

## 「GIAHS 鮎の日」は鮎を食べよう！キャンペーン登録店募集要項

### 1 背景・目的

平成 27 年 12 月 15 日に世界農業遺産「清流長良川の鮎」が認定されたことを受けて、県民に広く「長良川システム」や世界農業遺産の意義を認知していただくとともに、清流の象徴でもある県魚「鮎」に対する関心を高めることを目的に、毎年、7 月第 4 日曜日を「GIAHS 鮎の日」に設定しています（令和 4 年は、7 月 24 日）。

そこで、鮎料理を提供する飲食店や鮎（加工品含む）の販売店（以下「登録店」という。）を登録し、「GIAHS 鮎の日」を含む期間に PR 活動等を実施することにより、「清流長良川の鮎」の普及啓発及び鮎の消費拡大を図ることを目的とします。

### 2 事業内容、期間

#### （1）事業内容

##### ア 登録店の情報発信

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会ホームページ（<https://giahs-ayu.jp/>）及び県公式ホームページ等にて登録店の紹介や店舗マップ等を掲載

##### イ 啓発物品の提供

登録店啓発用のぼり旗及び卓上ミニのぼり等を提供

#### （2）期間

令和 4 年 7 月 20 日（水）～令和 4 年 11 月 30 日（水）

### 3 応募方法等

#### （1）募集期間

令和 4 年 6 月 3 日（金）～令和 4 年 10 月 31 日（月）

※随時受付、登録を実施（登録後は速やかにホームページへの掲載・啓発物品の提供を行います。）

#### （2）募集対象店舗

次のすべての要件を満たす店舗

ア 世界農業遺産「清流長良川の鮎」認定地域内（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）に住所を有する店舗

イ 次のうちいずれかの店舗

（ア） 鮎料理を提供する飲食店

（イ） 鮎（加工品含む）の販売店

(3) 応募方法

「GIAHS 鮎の日」は鮎を食べよう！キャンペーン登録店申込書に必要事項を記入し、(4)まで郵送又はメールで提出してください。

(4) 提出先

ア 郵 送：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局

岐阜県里川振興課 神子<sup>みこたか</sup>高宛

イ メール：c11428@pref.gifu.lg.jp

※写真データについてはメールで提出してください。

4 注意事項

(1) 本キャンペーンへの応募に際し、下記に該当する行為等を固く禁じます。

ア 募集要項その他公序良俗に反する行為

イ 本キャンペーンの運営を妨げる行為

ウ 特定の個人、企業、団体や他の応募者等に対する誹謗中傷、プライバシーの侵害等に該当する行為

エ 他人の名義を名乗ること等によるなりすまし行為

オ 県が本キャンペーンの趣旨に沿わないと判断する行為及び内容

カ 県が悪質または不適切であると判断する行為及び内容

キ その他上記に準ずる行為及び内容

(2) 主催者が本キャンペーンの実施を困難と判断した場合、応募者に事前に通知することなく本キャンペーンを中断または中止することがあります。

(3) 応募に際し提供いただいた個人情報については、本要項による事務のみ使用します。また、応募者は、本キャンペーンに関する連絡の目的のため、氏名、住所、連絡先について、主催者が必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意するものとします。

(4) 本キャンペーンに関して万一応募者が責を負うべき法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとし、県は何ら責任を負いません。

(5) 募集要項は日本法を準拠法とし、募集要項に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

(6) 応募に係る通信費等はすべて応募者のご負担となります。

(7) 事務局は、必要と判断した場合には、募集要項を変更できるほか、本キャンペーンの適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。

(8) 本キャンペーンに応募するにあたり、応募者は事務局の運営方法にしたがうものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。

(9) 本キャンペーンの内容は、予告なく変更する場合があります。

5 問い合わせ先

住 所 : 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局  
岐阜県里川振興課 (担当: 神子高<sup>みこたか</sup>)

T E L : 058-272-8455 (8:30~17:15 土日祝休み)

F A X : 058-278-2695

メールアドレス: c11428@pref.gifu.lg.jp